

工 事 請 負 契 約 書

- 1 工 事 名 丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査
- 2 工 事 場 所 宮崎県宮崎市丸山2丁目270番1
- 3 工 期 平成 年 月 日から（契約日の翌日とする。）
平成27年11月13日まで
- 4 請負代金額 ￥ 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 円）
- 5 契約保証金額 ￥ 円（請負代金額の10分の1以上）
- 6 前 金 払 なし
- 7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕建設工事紛争審査会
- 8 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
○	請負代金内訳書	要	第 3 条
		不要	
	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
選択	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
○	[] 主任技術者		第 10 条第 1 項第 2 号
×	[] 監理技術者		
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
×	前金払		第 34 条第 1 項
×	中間前金払		第 34 条第 4 項
×	部分払	回以内	第 37 条
×	部分払の対象となる工場製品		第 37 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 39 条
○	瑕疵の修補又は損害賠償の請求	1 年以内	第 44 条
×		2 年以内	

〔注〕国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙1を添付する。

9 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり(注)

(注) 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者(甲) 分任支出負担行為担当官

宮崎森林管理署長 崎野 健輔

印

請負者(乙)

印

工 事 内 訳 書

工事名：丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査

[illegible]

建築物に係る解体工事

1 分別解体等の方法

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上 部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎 ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 (テラス・植栽)	その他の取り壊し ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用

(注)「分別解体等の方法」欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。

仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート殻		
木材（木くず）		
ガラス、陶磁器類、 廃プラスチック、繊維類		

(注) 建設現場において再資源化する場合には、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。

仕 様 書

1. 本工事の施工に当たり、工事現場の安全、衛生、その他の管理については、受注者の責任において適切な処理を怠らないこと。
2. 本工事作業に関連して、隣接地の建物、囲障、樹木、道路等に損害を及ぼした場合は、速やかに監督員に報告し、受注者の責任において補修及び復旧工事を行うこと。
3. 解体及び撤去物件の範囲、構造及び数量

(1) 所在地 宮崎県宮崎市丸山2丁目270番1

(2) 構造・数量・建築年月日

構 造	数 量	面 積	建 築 年 月
① 住宅建（木造又は木骨モルタル造：平家建）	1 棟	$\frac{112.00}{112.00} \text{ m}^2$	昭和 55 年 3 月
② 住宅建（木造又は木骨モルタル造：平家建）	1 棟	$\frac{112.00}{112.00} \text{ m}^2$	昭和 55 年 3 月
③ 住宅建（ブロック造：二階建）	1 棟	$\frac{131.94}{263.88} \text{ m}^2$	昭和 54 年 2 月
④ 雑屋建（木造又は木骨モルタル造：平家建）	1 棟	$\frac{8.00}{8.00} \text{ m}^2$	昭和 55 年 3 月
⑤ 雑屋建（木造又は木骨モルタル造：平家建）	1 棟	$\frac{8.00}{8.00} \text{ m}^2$	昭和 55 年 3 月
⑥ 雑屋建（木造又は木骨モルタル造：平家建）	1 棟	$\frac{8.00}{8.00} \text{ m}^2$	昭和 54 年 2 月
⑦ 雑屋建（木造又は木骨モルタル造：平家建）	1 棟	$\frac{8.00}{8.00} \text{ m}^2$	昭和 54 年 2 月
計	7 棟	$\frac{387.94}{519.88} \text{ m}^2$	

※上記の外、工作物（囲障外）及び立木竹（樹木）がある。

4. 建物解体で、建物に接する電気、電話、水道、ガス機器等の撤去及び切断工事は、受注者の責任において、各事業所の手続きを行い撤去することとし、それに要する費用は受注者の負担とする。
5. 「事務所・倉庫・雑屋建・住宅」を解体する場合は、解体前に建物と隣接地との間に養生シートを設置することとし、騒音等には十分注意をする。
6. 建物解体は、残存基礎及びコンクリート類はすべて撤去すること。また、地下埋設構造物等の合併浄化槽等もすべて撤去し、埋め戻すこと。
7. 解体資材及び発生ガウは、完全に場外へ搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条」に基づいて、認可を受けた再資源化施設で処分すること。
8. 解体作業及び廃材等搬出の完了後は、跡地に砂利敷込みのうえ窪地等が生じないように整地し、雨水等が隣接民地へ流出しないよう整備をして引渡しすること。
9. 工事写真は、カラー写真とし、着手前、実行中、完成後の経過写真を撮り、その写真をアルバムに貼り、提出すること。
10. 以上のほか、本工事の実施に当たり疑義が生じた場合は、監督員の指示によること。
11. 特記仕様書については、関係法令及び国土交通省の建設工事解体共通仕様書に定めるもののほか、再資源化特記仕様書及び安全・訓練等に関する特記仕様書によるものとする。
12. 樹木については、根株ごと掘取り処分すること。
13. 住宅建等の撤去後は、地下埋設物確認調査を行うこと。また、工作物（囲障外）の撤去後は、隣接地境界に進出防止柵（木柵等）を設置すること。なお、地下埋設物調査は幅 1.0m・深さ 1.0m を線状に掘削し、埋設物の有無を調査する(5~6 箇所)
14. 本工事にあたっては、境界標の保全に努めること。

特記仕様書(その1)

1. 排出ガス対策型建設機械に関する事項

(1) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「森林整備事業建設機械経費積算要領の制定について(平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知)」に示す排出ガス対策型建設機械の使用に努めるものとする。(排出ガス対策型建設機械を使用できない場合で、技術証明等によりその効果が明らかな排出ガス浄化装置を装着した建設機械については、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。)

(2) 排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

(3) 対象機種一覧

一 般 工 事 用 建 設 機 械	備 考
・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの: 油圧ハンマー、バイプロハンマー、油圧式鋼管圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、全回転オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。

(備考)

道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものを除く。

2. 建設工事に係る資材の再資源化に関する事項

(1) 当該工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、工事請負契約書に分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等するための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を記載する必要があることから、落札者は、落札決定後、当該工事請負契約書に記載する分別解体等の方法等について、発注者と書面により協議を行うこと。

特記仕様書(その2)

1. 安全・訓練等に関する事項

(1) 安全・訓練等

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、本工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間（月二回に分割可）を割り当て下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- ② 本工事内容等の周知徹底
- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練として必要な事項

(2) 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的計画を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ、写真、工事日誌等に記録し、提出するものとする。

2. 使用材料に係る事項

木材・木製品については、合法性・持続可能性が証明された木材・木製品を使用すること。

3. 工事看板等

- (1) 工事看板又は工事を周知する掲示物は、地元住民や通行車両から認知される場所に設置すること。
- (2) 工事看板等には木材を使用し、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を標記すること。

4. 保険の付保及び事故の補償

- (1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職者共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- (2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- (3) 受注者は、建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後原則1箇月以内に、発注者に提出しなければならない。